

「消防団応援の店」制度 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行う、北海道内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、企業や飲食店等の事業所（以下「事業所等」という。）がサービス等を提供する「消防団応援の店」制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 「消防団応援の店」制度は、北海道、公益財団法人北海道消防協会及び道内市町村（一部事務組合等を含む。以下「市町村等」という。）並びに事業所等が相互に連携協力し実施するものとする。

(サービス等)

第3条 次条に基づき認定を受けた事業所等（以下「認定事業所」という。）は、第1条の趣旨に賛同し、自主的に団員等に対して、サービス等を提供するものとする。

2 この要領におけるサービス等とは、団員等が受けることができる記念品や飲食物の進呈、買い物ポイント加算、利用料金及び商品価格の割引等をはじめとした各種サービス並びにその他の支援のことをいう。

(認定)

第4条 「消防団応援の店」に登録しようとする事業所等は、登録申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、登録申請書の内容を審査し、事業所等を「消防団応援の店」として認定する。ただし、次に掲げる事業所等については認定を行わないこととする。

- (1) 消防関係法令等の各種法令に違反している又はそのおそれがある事業所等
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営等する事業所等
- (3) 宗教活動又は政治活動に関する事業所等
- (4) 通信販売等の対面販売を前提としない事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めた事業所等

(表示証の交付)

第5条 知事は、事業所等を「消防団応援の店」に認定したときは、表示証（別添第1号）を交付する。

(表示証の表示)

第6条 認定事業所等は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 事業所等内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告

(消防団員プレミアムカードの交付)

第7条 知事は、北海道内の消防団員に対し、「消防団員プレミアムカード」(別添第2号)を交付する。

- 2 消防団員は、所属する消防団を退団する場合、速やかに消防団員プレミアムカードを知事へ返納するものとする。
- 3 団員等は、消防団員プレミアムカードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

(消防団員プレミアムカードの提示)

第8条 団員等は、認定事業所等からサービス等の提供を受けるようとするときは、消防団員プレミアムカードを提示しなければならない。

- 2 認定事業所等は、消防団員プレミアムカードを提示した団員等に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(認定事業所等の公表)

第9条 北海道又は公益財団法人北海道消防協会は、認定事業所等の名称、サービス等の内容等について、ホームページ等に公表するものとする。

- 2 北海道、公益財団法人北海道消防協会及び道内市町村等は、広報活動等を通じて、この制度に関し、道民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(登録の変更・廃止)

第10条 認定事業所等は、登録申請書に記載した内容を変更しようとする場合又は登録の廃止をしようとする場合は、登録変更・廃止届(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定事業所等が事業を廃止したとき、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき又は登録が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を破棄しなければならない。

(全国消防団応援の店への協力)

第12条 事業所等は、第4条の規定に基づき「消防団応援の店」の登録の申請をしようとするときは、公益財団法人日本消防協会の「全国消防団応援の店」への登録を申し出ることができる。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。